

令和4年度

社会福祉法人村上市社会福祉協議会 事業計画

I 基本方針

新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中、生活様式や働き方にも著しい変化が生じ、地域福祉活動やボランティア活動等にも大きな影響を与えています。

社会環境の変化等により、生活課題も複雑化し、生きづらさを抱えた人が増加し、こうした人々を地域で支えることが求められています。

このような中で、令和4年度から5年間の第2期村上市地域福祉活動計画が策定され、基本目標の「みんながつながり支えあうまち村上」実現に向けて進むこととなります。

当社協は、会員の減少傾向は続いており、喫緊の課題である介護事業の経営改善については、「経営改善に資するための提言書」に基づき取り組みを進めてきていますが、通所介護事業部門は一層の経営改善を進める必要があります。

新年度は、こうした社協を取り巻くさまざまな課題等に対応するために、将来のビジョンや取り組むべき重点課題を明確にし、経営も含めた全体的視野に立った社協全体の中期計画として発展強化計画を策定します。村上市社会福祉協議会基本理念である「住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる支え合いのまちづくり」の実現のため、第2期地域福祉活動計画の推進や持続可能な組織運営を目指し、以下の方針で実施してまいります。

「住民主体の地域福祉の推進」

地域生活課題について、住民が我が事として捉え、住民主体の生活支援活動が広がるよう「生活支援体制整備事業」、「暮らし支えあい事業」、「居場所推進・支援事業」、「ご近所活動助成事業」を継続して実施します。

地域福祉事業の理解、地域情報の共有や地域課題把握のため、区長、民生委員・児童委員、地域福祉関係団体等との「地域懇談会」を各地域で開催します。

広報誌「社協むらかみ」については、職員による広報委員会等を開催し、内容の充実を図り、市民への情報を提供していきます。

事務所移転後は、今まで以上に住民が親しみやすい事務所づくりに努めます。

「利用者本位の福祉サービスの提供」

「生きづらさを抱える人への支援事業」、「一人暮らし等高齢者昼食事業」、「心配ごと相談事業」、「資金貸付事業」、「介護保険事業」等を継続して実施します。

「生活困窮者自立支援事業」を継続実施するとともに、これまで「おせち料理配食事業」に変わり、生活困窮者世帯に対し「歳末支援事業」を実施します。

「権利擁護活動の推進」

「日常生活自立支援事業」「法人後見事業」を継続実施するとともに、市民後見人の活動の向上のために「フォローアップ講座」を開催します。

「福祉人材の確保・育成」

ボランティア講座、学校や地域を対象にした「出前講座」、高校や大学と連携したボランティア活動等を継続実施します。

職員の人材育成については、計画にそった「職員研修」を継続実施するとともに、新採用職員を対象にした「新人研修」を実施します。

「財政運営の適正化」

事業運営（経営）のビジョンや目標を明確にし、その実現にむけた事業、組織、財務等に関する具体的な取り組みを明示した中期計画として発展強化計画を策定します。

「通所介護事業部門」の経営改善は、急務であり、地区マネージャーの活用による利用者の増や支出の縮減等により経営改善を図ります。

2つの部会の機能を高め、当社協事業の充実・経営改善を図ります。

働きやすい職場づくりと研修内容等の充実を図り、すべての職員が知恵と力を出して、「住民から信頼される社協、住民にとってなくてはならない社協」を目指してまいります。

II 目標・重点取組事業・事業実施計画

《総務課》

1. 目標・重点取組事業

☆目 標

- ・当社協の経営理念や経営方針に基づき、また経営・事業等の中期計画として発展強化計画を策定し、役職員が一丸となって組織経営を進めます。

◎重点取組事業

(1) 組織の充実・強化

- ① 発展強化計画を策定する。
- ② 地域福祉活動推進のために各課及び支所との連携を強化する。
- ③ 部会を開催し、事業の充実・経営改善のため理事・評議員の参画を図る。

(2) 財政基盤の強化

一般会員及び賛助会員の加入促進を図る。

(3) 職員の人材育成・人材確保

- ① 研修計画等に基づいた職員研修や新人研修を行い、職員のスキルアップを図る。
- ② 介護従事者等の人材確保に取り組む。

(4) 災害時の運営・支援の体制づくり

- ① 事業継続計画（BCP）を策定する。
- ② 災害時の支援体制の整備を進める。

(5) 広報啓発事業の充実

- ① 職員による広報委員会等を開催し、広報誌「社協むらかみ」の内容充実を図る。
- ② 社会福祉事業の理解、地域情報の共有化や地域課題の把握のために、「地域懇談会」を開催する。

2. 事業実施計画

(1) 組織の充実・強化	
事業等	目標及び取り組み
① 経営理念及び経営方針の周知	・当社協の経営理念及び経営方針を市民及び職員へ周知する。
② 発展強化計画の策定	・当社協の経営、事業など全体的視野に立った中期計画（5年間）の発展強化計画を策定する。【新規】
③ 各課及び支所との会議の開催等	・業務推進会議、各種役職者会議等で業務の連携や見直し等について協議し、事業運営に取り組む。 ・課と支所との連携強化のため、支所長会議や課支所担当者連絡会議を開催する。 ・オンライン会議など、ITを活用し効率的な業務に努める。
④ 理事会・評議員会・部会の開催	・理事会・評議員会を開催し、社会福祉法人として適正な組織及び事業の運営を図る。 ・理事、評議員を部会員とする総務福祉部会と介護事業部会を開催し、役員等の積極的な参画による事業内容の充実と経営改善等を進める。
⑤ マイクロバス運行管理	・マイクロバスの安全な運行管理に努める。
⑥ ゆり花会館の指定管理事業	・公益事業として指定管理を受けている「福祉センターゆり花会館」事業について、住民の福祉と健康増進を目的とし、サービスの向上と経費節減に努めた管理運営を継続するとともに、利用者の増加に取り組む。
⑦ 苦情解決	・苦情等について、受付・再発防止のために講じた解決策等を記録し広報等で市民に周知する。
(2) 財政基盤の強化	
事業等	目標及び取り組み
① 会員拡大の取り組み	・自治会長等への理解と協力を求め、一般会員の安定的確保を図る。 ・企業団体に社協事業の周知を行い、賛助会員の拡大に努める。 ・当会ホームページへのバナー広告など企業等にとってのメリットを示し、賛助会員の拡大に努める。
② 適正な会計処理	・外部の会計士指導の下、新会計基準に則した適正な会計処理を継続する。
③ 公費助成の確保	・社協が進める地域福祉活動は行政との連携のもと地域に密着した公共性の高いものであることから、行政とより密接な協議を行い安定した公費助成の確保に努める。

④ 基金の運用	・法令遵守の下、安全かつ効果的な運用を図る。
(3) 職員の人材育成・人材確保	
事業等	目標及び取り組み
① 人事管理・労務管理	<ul style="list-style-type: none"> ・人事考課、処遇改善、適正な人事管理、面談、福利厚生等を行い、職員のモチベーションアップと働きやすい職場環境を目指す。 ・セクシャルハラスメント等のハラスメントの防止に関する規程に基づき、働きやすい職場環境を整える。【新規】
② 研修事業	<ul style="list-style-type: none"> ・職責に対応した研修計画により、職員の質の向上を図る。 ・専門知識、幅広い知識を持ち、適切な判断ができる職員の育成を図る。 ・新人職員への研修を行い、社協の理念の浸透を図るとともに基本的なスキルを身に付け職場への定着を図る。【新規】
③ 人材確保	<ul style="list-style-type: none"> ・職員採用計画を策定し、計画的な正規職員を採用する。 ・職員を確保できるよう、働きやすい職場環境づくりを行い、離職防止に努める。 ・ハローワークや社協むらかみやホームページ等を活用し、介護従事者等の職員の確保に努める。
(4) 災害時の運営・支援の体制づくり	
事業等	目標及び取り組み
① 事業継続計画（BCP）の策定	・災害時のサービス維持を図るため、事業継続計画（BCP）を策定する。
② 災害時の支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・情報交換会等により、民間団体による災害時ネットワークの構築を図る。 ・県北地域社協間のネットワークを強め、情報共有のほか協働での事業実施を検討する。 ・災害ボランティアセンターの設置訓練（社協内）を検討する。
(5) 広報啓発事業の充実	
事業等	目標及び取り組み
① 広報誌「社協むらかみ」の発行およびホームページによる広報啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・職員による広報委員会等を開催し、広報誌の内容の企画等を行い、わかりやすい社協事業の紹介等に努める。 ・情報の鮮度を維持するためホームページの更新頻度を上げるよう努め、情報ツールとしての役割を高めていく。
② ふれ愛フェスティバル（村上地域社会福祉大会および福祉まつり）	・多くの市民に参加してもらえるフェスティバルを開催する。また、他団体との交流を図る機会として取り組む。
③ 福祉講演会	・ふれ愛フェスティバル（村上地域社会福祉大会）に合わせて、市民の福祉学習として福祉講演会を実施する。

④ 地域懇談会	・社会福祉事業へ関心を持ってもらうとともに、地域情報の共有化や地域課題の把握のために、区長、民生委員・児童委員や地域福祉の関係団体とで開催する。【新規】
---------	--

《地域福祉課》

1. 目標・重点取組事業

<p>☆目 標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、住民主体の助け合い（の気運）が広がるよう地域づくりを進めます。 ・地域福祉活動計画に沿って、多様な機関・団体・ボランティアと連携し必要なネットワークの構築・充実を目指します。
<p>◎重点取組事業</p> <p>(1) 住民相互の支え合い活動の推進</p> <p>ちょっとした困りごとは地域の助け合いで解決できるよう助成事業の活用などを提案するとともに、暮らし支えあい事業の拡充を図り持続可能な住民相互の支え合い活動を支援する。</p> <p>(2) 要支援者への支援の拡充</p> <p>生きづらさを抱える人が集える居場所活動を充実とともに、関係機関との連携を強めフォローが必要な方への支援や、生活困窮者に対しても他機関と連携して支援する。</p> <p>さらに、複雑化・多様化する生きづらさに寄り添い、アウトリーチによる相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援をする。</p>

2. 事業実施計画

(1) 住民相互の支えあい活動の推進	
事業等	目標及び取り組み
① 暮らし支えあい事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンター登録者や自治会、老人クラブ等への声かけを行い、協力会員の増を図る。 ・定期的な生活支援ニーズが多いことから、シルバー人材センターや行政と事業拡充について検討する。【新規】 ・協力会員同士の交流や意見交換を含めた現任研修会を開催する。
② 居場所推進・支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・住民主体の居場所（地域の茶の間等）の開設や活動継続に関する相談、支援、研修会を実施する。 ・地域包括ケアシステムにおける介護予防・生活支援の拠点となる居場所としての視点を持ち、運営を支援する。 ・コロナ禍で休止が長期化している場合は、オンラインなど新しい生活様式による開催方法、内容を提案するなど支援する。

③ 生活支援体制整備事業（兼生活支援コーディネーター業務受託）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の推進役として各協議体において、隊員やコーディネーターとして役割を担い、住民主体の支え合い活動を、住民と一緒に進める。
④ ご近所活動助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会や小グループによる住民相互の支え合い活動を実施するための助成事業を継続する。 ・対象活動の範囲を再検討し、持続可能な取り組みとなるよう自治会等へ働きかける。
(2) 要支援者への支援の拡充	
事業等	目標及び取り組み
① 生きづらさを抱える人への支援事業（市受託事業）	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な理由で社会的孤立、ひきこもり等生きづらさを抱える人の居場所「みつば」について、ニーズ（家族、男性等の属性性別）に応じて開催する。【充実】 ・関係機関と連携し、居場所の周知と当事者が一步を踏み出す後押しをする。 ・継続した支援が必要と思われる人へのフォロー体制を関係機関と検討する。
② 歳末たすけあい事業	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮世帯に対して、歳末たすけあい事業の趣旨に沿った「歳末支援事業」を実施する。【新規】
③ 多様化したニーズに合った生活支援事業【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ・フードバンク団体と共催で、定期的なフードドライブを実施する。 ・ヤングケアラー世帯、入院・入所等で保護者不在の子ども世帯への生活支援を検討する。
(3) 地域福祉サービスの充実	
事業等	目標及び取り組み
① 一人暮らし等高齢者昼食会事業【拡充】	<ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らし等高齢者の孤独感の解消、互いの親睦を深めるため、これまでの開催地域（荒川・神林・朝日・山北地区）を継続して実施するとともに、村上地区での開催を検討する。 ・コロナ禍での開催方法や地域の実情にあった内容を模索し、安心・安全な運営で昼食会を実施する。
② ほのぼのお便り事業（荒川・神林・朝日地区）	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で他者との交流が少なくなった一人暮らし等高齢者に、地域とのつながりを感じてもらえるよう、世代交流の一つとして、小学生やボランティアが手書きしたお便りを届ける。
③ 理美容費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障がい者に対して、在宅の要介護者が健やかに過ごせるよう理美容料金の一部を助成する。
④ 福祉車両貸出事業	<ul style="list-style-type: none"> ・車イス利用者の通院や小地域・グループでの買い物支援などに活用してもらえるよう、車両貸出を継続する。
⑤ 車イス貸出事業	<ul style="list-style-type: none"> ・各支所で車イスの貸出しを行い、通院や社会参加等外出の支援をする。

⑥ 視聴覚障がい者支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・音声による広報誌等録音活動を行い、「声のボランティア村上」、点字活動を実施する「村上点字サークル」の活動を支援する。
⑦ 手話奉仕員・要約筆記奉仕員事業（市受託事業）	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障がい者の利便のため、手話・要約筆記奉仕員を派遣する。 ・手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成講座を開催する。講座後のフォローアップ研修を継続して実施し、奉仕員育成を図る。
⑧ 配食サービス事業（市受託事業）（神林地区）	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認を兼ね栄養バランスの取れた弁当を配達することで一人暮らし高齢者等の在宅生活が継続できるよう支援する。
⑨ 移送サービス事業（市受託事業）（朝日地区）	<ul style="list-style-type: none"> ・ミニハンディキャブ友の会の運営と、安定した事業にしているため運転ボランティアの確保に努める。 ・コロナ禍における活動について行政と協議し、運営する。
⑩ 敬老会補助金事務（市受託事業）（村上地区）	<ul style="list-style-type: none"> ・敬老会を実施する自治会へ市の補助金交付事務を行う。
(4) ボランティアセンター事業の機能充実	
事業等	目標及び取り組み
① 相談・活動支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍におけるボランティア活動について、相談を受け活動受入機関と連携し活動につながるよう支援する（オンラインによる交流活動など）。 ・老人クラブや就労支援事業所（障害福祉サービス）と連携し、除雪や地域行事ボランティアなどへの参画を検討する。
② ハッピーボランティアポイント事業	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の周知等を行い、ボランティアの活性化、住民の社会参加・社会貢献意識の向上を図る。
③ 各種ボランティア講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動を始めるきっかけとなる講座や手話等専門技術、災害支援・子育て支援など分野ごとの講座を開催し、新たな人材の確保を図る。 ・オンラインによる活動の拡大やコロナ禍での新しいボランティア活動につながる講座を開催する。【新規】
④ ボランティア保険の加入促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア保険の周知や加入等事務を行う。
(5) 福祉教育・人材育成事業	
事業等	目標及び取り組み
① 福祉教育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・車イス体験や高齢者疑似体験、当事者の講話等福祉に関する学習を支援する。 ・学校や地域、各団体等と福祉教育に向けた情報交換会を実施し、体験学習以外の福祉教育プログラムを検討する。【新規】 ・現在の体験学習プログラムを社協の「出前講座」とし、社協の取り組みや共同募金の仕組み、在宅介護に関することなど

	<p>の幅広いプログラムを作成し、学校のみならず企業・地域向けの福祉教育に取り組む。【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除雪ボランティアなどを通して、高校や大学等と連携を深め協働事業を検討する【新規】
② 多職種連携事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市と協働で多職種向けの研修会を実施する。 ・多職種による情報交換会を実施する。
(6) 福祉団体等支援事業	
事業等	目標及び取り組み
① 共同募金運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・助成団体を通じて共同募金運動への理解が進むよう、広報・啓発を図る。
② 日赤奉仕団活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に備え各奉仕団と連携し活動を支援する。
③ 各種団体への支援・協力	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局を担う団体については、事務を掌握し活動等について必要なアドバイスを行い、必要に応じて事業等の見直しを検討提案する。 ・NPO 法人、その他の団体について、その団体の事業が円滑に進むよう協力する。

《生活支援課》

1. 目標・重点取組事業

<p>☆目 標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護を推進するため、関係機関と連携し充実した支援体制の整備に取り組みます。 ・困りごとを気軽に相談できる窓口の充実や、個々のケースに寄り添った相談支援を行います。
<p>◎重点取組事業</p> <p>(1) 生活困窮者自立支援事業の充実</p> <p>① 家計管理が不十分な生活困窮者の生活を安定させるため、「金銭等預かりサービス」「小口資金貸付」などを活用し、家計改善支援の充実を図る。</p> <p>② 家計改善支援、就労支援の充実のため、企業へ事業の周知を図り連携を深める。</p> <p>(2) 権利擁護活動の推進</p> <p>① 行政や専門職と連携して成年後見制度の普及啓発と利用促進に取り組む。</p> <p>② 日常生活自立支援事業、法人後見の利用ニーズの増加に対応できるよう、生活支援員、後見支援員数を安定的に確保する。</p>

2. 事業実施計画

(1) 困りごとを気軽に相談できる体制の構築	
事業等	目標及び取り組み
① 心配ごと相談所事業	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員等の資質向上及び情報共有を図るため、地区ごとに検討会や年1回全体研修会を開催する。 ・相談員が知識を習得するよう各種研修会の周知や呼びかけ等

	<p>をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日を市報に掲載し周知を実施するとともに、広報誌、ホームページを利用して事業活動等の発信をする。
<p>② 資金貸付事業 (生活福祉資金貸付事業) (小口資金貸付事業)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得世帯や障がい者世帯などの生活の安定と経済的自立を図るため、相談支援を通して無利子または低利子で資金貸付を行う。 ・「返済計画」に沿って返済できるよう、世帯の生活状況の確認や返済指導を行う。また、家計管理の意識付けを行い生活の安定を支援する。 ・恒常的に収入が不足している世帯については、生活困窮者自立支援事業へつなげるよう支援する。 ・新型コロナウイルス感染症関連による失業者等へ積極的に相談対応し、資金貸付を通して、他制度と連携して生活再建に向けた支援を行う。
<p>(2) 生活困窮者自立支援事業の充実</p>	
<p>事業等</p>	<p>目標及び取り組み</p>
<p>① 自立相談支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・直接相談に来られない方への訪問相談や緊急支援が必要な時には即時対応を行えるよう努める。 ・本人の強みを見つけ、新しい一歩を踏み出せるよう本人に寄り添った支援を実施する。 ・世帯の状況に柔軟に対応し、世帯の自立促進を後押しするよう支援する。 ・企業向けに事業紹介チラシを作成し、ホームページへの掲載や窓口に設置し事業活動を発信する。
<p>② 家計改善支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・収入内で生活ができるよう、家計収支のバランスを整えられるよう支援する。 ・相談者の諸問題について、各機関との連絡調整を図るなどし、相談者自身が計画的に行えるよう支援する。 ・管理困難な利用者の金銭及び書類の管理などの支援の充実を図る。
<p>③ 就労準備支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・就労に関して抱えている課題を受け止め、本人に寄り添った支援を実施する。 ・生活リズムの改善、コミュニケーション能力の向上の訓練など外出機会を増やす支援を実施する。 ・就職活動に向けた一般常識や知識の習得を支援する。 ・協力企業の開拓のため、ホームページやチラシで事業内容の周知を図るとともに、開拓方法を検討する。
<p>④ 子どもの学習支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者世帯及び生活保護世帯の小・中学生を対象に、学習習慣の形成と基礎学力の向上を目指し、訪問型の学習支援

	<p>を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校や支援機関との連携を深める。
(3) 権利擁護活動の推進	
事業等	目標及び取り組み
① 日常生活自立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の更なる判断能力低下がみられる場合は、必要に応じて成年後見制度につなげる支援について検討する。 ・生活支援員の資質向上のための研修会を開催する。 ・生活支援員の確保と市民後見人の活躍の場を広げるため、市民後見人に生活支援員の登録を依頼する。
② 法人後見事業	<ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会を開催し、他に適切な後見人等が得られない方の受任をする。 ・利用者が自分のことを自分で決められる（意思決定できる）ように支援する。 ・利用者の財産を守り、安定した生活が送れるよう支援する。
③ 成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人向け「フォローアップ講座」の開催や、市民後見人としての活動に向けてレベルアップを図るための指導・育成を行う。【充実】 ・行政と連携して、「中核機関」としての4機能（広報、相談、利用促進、後見人支援）を充実させる。【充実】

《介護事業課》

1. 目標・重点取組事業

<p>☆目 標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険事業所において円滑な業務を遂行していくために、安定した経営に努めます。 ・住み慣れた我が家で自分らしく暮らし続けることができ、また、本人が望む生活を送ることができるように支援していきます。
<p>◎重点取組事業</p> <p>(1) 介護保険事業所の安定した運営の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 関係機関・全事業所間との連携、地区マネージャーの活用により、新規利用者の確保に努める。 ② 経営改善の検討報告の方針の取り組みを進める。 ③ 通所介護事業部門人員数については、配置基準などにより統一化を図る。 <p>(2) 在宅生活の継続のための支援</p> <p>地域や他業種との連携、家族や利用者との協議等を行い、利用者にとって最適なサービスの提供に努める。</p>

2. 事業実施計画

(1) 介護保険事業所の安定した運営の確立	
事業等	目標及び取り組み
① 居宅介護支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の行政、病院などの担当者に、当事業所の情報提供を

	<p>随時実施するなど連携を図り、新規利用者拡大を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の事業所の在り方(所在地や職員配置など)を検討していく。
② 訪問介護事業	<ul style="list-style-type: none"> ・家族やケアマネとより連携を深め、利用者サービスの向上に努めるとともに、利用増につなげる。 ・居宅介護支援事業所に情報提供を実施するなど連携を図り、新規利用者拡大を図る。 ・継続してサービスを提供していくため、事業所の統合を検討していく。また、主任業務の平準化を図る。 ・事業所間で受け入れ状況を共有し、通常地域外の利用者に対しても流動的に受入、利用者を確保する。
③ 訪問入浴事業	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援事業所へ PR 活動を継続し、利用者確保に取り組む。 ・同業他社との料金差額（特別地域加算）の不公平感を是正するため、バスタオルやシーツの無料交換制度の周知のほか他のサービスの導入について検討する。
④ 通所介護事業	<ul style="list-style-type: none"> ・各種加算の継続及び LIFE の活用による新規加算の取得等の検討により、収入増を図る。 ※ LIFE とは加算算定事務の軽減やケア改善のための厚労省の介護情報システム ・四半期ごとの利用人数等の目標を設定し、目標達成を検証し、目標達成できない場合は、取り組みを強化する。 (経営改善が特に必要な事業所は1ヶ月ごとに行う。) ・地域密着型施設や事業所規模等を検討し、要支援者への対応を強化する。 ・デイサービスの利用者負担の公平化のため、食費（実費徴収）の統一化や、デイサービス長津の給食の提供方法について検討する。 ・地域福祉の推進として、地域住民等のボランティアの受入れや地域貢献事業などの検討を行う。
⑤ 地区マネージャーの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区に配置するマネージャーが中心となり、各事業所の利用状況の把握、可能な取り組みを検討し、利用率の向上を図る。
(2) 在宅生活の継続のための支援	
事業等	目標及び取り組み
① 居宅介護支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者、家族、関係する機関等との信頼関係の構築に努め、適切な一連のケアマネジメントを実施する。 ・地域の課題や求められている現状を把握し、区長や民生委員、行政との連携に努める。

② 訪問介護事業	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問時、心身の状態や体調の観察を徹底し、在宅での生活が継続できるように支援する。 ・利用者本位のもと、その地域とも連携し最適なサービス提供に努める。
③ 訪問入浴事業	<ul style="list-style-type: none"> ・安心した在宅生活が継続出来るよう、利用者の身体状況に添ったサービス提供を実施する。 ・利用者や家族の不安の解消や安楽な介護方法の提案等を行い在宅介護の負担軽減を図っていく。
④ 通所介護事業	<ul style="list-style-type: none"> ・家族の意向を踏まえ、通所介護計画書に添ったサービスを提供し、在宅での生活が継続できるように支援する。